

松江市上下水道局公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を、次のとおり公衆の縦覧に供するので公告する。

令和8年1月6日

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 小塙 豊

- | | |
|------------|--|
| 1 都市計画名 | 松江圏都市計画（松江市国際文化観光都市建設計画） |
| 2 都市計画案の概要 | 下水道の変更（松江市決定）
・排水区域の変更（追加） |
| 3 変更する理由 | 生活環境を保全するため、宅地開発等が行われた区域を松江市公共下水道の排水区域に追加するもの。 |
| 4 縦覧場所及び期間 | |
| （1）縦覧場所 | 松江市上下水道局 2階 事業推進課 |
| （2）縦覧期間 | 令和8年1月6日（火）から令和8年1月20日（火）まで
(ただし、閉庁日、閉庁時間を除く。) |
| 5 意見書の提出 | |
| （1）意見書の提出 | 前記案件について、意見を述べようとする者は、都市計画案に対する意見書を後記の提出期間内に、松江市上下水道局事業推進課へ郵送又は直接提出すること。 |
| （2）提出期間 | 令和8年1月20日（火）必着 |
| 6 お問い合わせ先 | 松江市上下水道局事業推進課 電話（0852）55-4907 |